

議会だより



第3回少年教室・野外体験（8月5日～6日）
～海洋性レクリエーション～

— 内 容 —

- ◇令和元年第2回積丹町議会定例会
 - 一般質問
 - 地方創生推進交付金事業について… 2～8
 - 介護保険事業における要支援1・2対象者への支援対策について
 - 学校給食について… 8～12
 - 教育総合策について
 - 業務継続計画における災害時の優先業務（BCP）について… 12～16

- ◇委員会活動… 16
- ◇議員活動… 16
 - 積丹町議会議員視察研修及び北海道町村議会議員研修会
- ◇議会の主なる動き… 17
- ◇議会一口メモ… 17
- ◇積丹町議会・委員会出席状況… 18
- ◇編集後記… 18

発行 積丹町議会
編集 議会広報編集特別委員会

令和元年第2回積丹町議会定例会

令和元年第2回積丹町議会定例会が6月20日に招集され、報告1件、議案11件、意見案1件が審議され、同月21日に閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

◎地方創生推進交付金事業について ◎介護保険事業における要支援1・2 対象者への支援対策について

岩本 幹兒 議員



最初に、「地方創生推進交付金事業について」伺います。今年度は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年ですが、国はその第1期の地方創生の取り組みの成果や課題を、いま一度、調査・

分析して次のステージにおける総合戦略の検討を進め、地方創生の更なる充実・強化に取り組む方向ですが、その中でも少子高齢化と東京一極集中の進行により疲弊した地方の課題を何とか解決するために地方への新しい人の流れをつくり、東京一極集中の是正に取り組むことを最重要課題としています。そして、今年度も地方創生推進交付金については1,000億円を確保し、いろいろな事業の取

り組みを進めつつありますが、その事業の中でも今年度の目玉ともいべき東京23区から地方に新しい人の流れをつくるため、地方に移り起業する場合に最大300万円を支援、また地方の中小企業に就職する場合は、最大100万円を補助（ただし半額は自治体負担）するといった移住・起業・就業支援の新たな実施があり、しかし、この事業は積丹町としては、希望者がいるかどうかの難しさもあります。

また、子供の農山漁村体験交流については、5年後（2024年）に取組人数を倍増させることを目指し、長期（4泊5日）などの取り組みや、従来、小学校のみが対象になっていたものを、中学校についても支援拡大するなどの実施というこれらの2事業について、積丹町はどのような情報を得て、どのように臨まれるつもりなのか、町の方針について町長の考えを伺います。

また、積丹町で、現在実施中の「積丹GIN開発等事業」「体験型農場等整備事業」「健康食品開発等事業」の地方創生推進交付金事業は、平成30年度で完了を迎えま

したが、今後どのような展開をしていくことになるのかお知らせください。

次に、「介護保険事業における要支援1・2対象者への支援策について」伺います。高齢者の急速な増加に比例して、介護対象者も増加し、とりわけ介護保険制度の改正に伴い、介護認定では比較的軽度な要支援1・2対象者が、従来受けていたサービスが受けられなくなったり、時間が短縮されたり、更には介護職員の人材不足により、サービスそのものを受けられる機会がなくなるなどという状況にある地域が増加していますが、積丹町ではどのような状況になっているのでしょうか。

また、介護予防の取り組みが必要な、いわゆる虚弱高齢者数は、現在どれくらいと町は把握しているのでしょうか。更には、積丹町において要支援1・2対象者がサービス低下といった状況に陥っているとしたならば、町としては社会福祉協議会等と協議して、何らかの支援策を講じる必要があると思います。町長の考えを伺います。

1件目の地方創生推進交付金事業に関する1つ目の移住・起業・就業支援制度は、東京圏からのU・I・Jターンの促進と地方の担い手不足対策として東京23区在住者、または条件不利地域を除く東京首都圏の23区通勤者がU・I・Jターンして起業する場合、また中小企業等に就業する際の支援制度です。

2つ目の子供農山漁村体験交流事業制度についてですが、都市部の児童生徒を将来のU・I・Jターンの基礎を形成する人々と捉えて、地方の児童生徒にも足元の地方の魅力の再発見を促すことを期待して、農山漁村での農林漁業体験、宿泊体験の推進と、その更なる充実を図る支援対策を内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の関係5府省が連携して実施する事業と承知しています。



次に、これらの制度に臨む町の考え方についてですが、深刻な町の人口減少下での地域課題解決に役立てる国の2つの事業の有効性と重要性につきましては、町の総合戦略に掲げる「地域資源を生かし、新しい人の流れをつくる。」という基本目標の具現化を目指す施策にも役立つ可能性が高いとの認識に立って関心を寄せていくべき国の施策事業の一つであると考えます。

しかしながら一方では、1つには都市圏の送り側と受け入れ側の当町の現実的な実施体制づくりの構築やその実施手法をどうするべきか。2つには、国の異なる5つの府省の補助対象経費や補助基準等の財政支援措置の内容から見て、当町にとって有効な活用策として考える上で、その弾力性がある制度なのかどうか、また町の負担財源はどう担保されるのか。3つにはこの新たなプロジェクト事務事業の計画、立案にはそれなりの時間がかかりますが、国の単年度予算会計の原則もある中で、国の制度導入のための積丹町としての条件を整え得るのかどうか検討準備期間も必要と考えます。

しかしながら、当町の実状や課題を踏まえたとしても、当町の深刻な人口減少の下で何ができるのかという視点で、行政のみならず、特に町内産業経済団体等で構成する地域活性化協議会等々において、真剣かつ加速的に検討すべき課題であることは、ご指摘のとおりであり、引き続きそのような努力を傾けてまいりたいと思います。

3つ目の積丹GIN開発事業、体験型農場整備事業、健康食品開発事業について、今後どのような展開になっていくのかについては、国の地方創生推進交付金制度の活用により3年間を終えた地方創生関連の2つのプロジェクト事業については、これまで本町の地域資源を生かした新たな可能性の掘り起こし、事業化に向けた課題の調査・研究・試験事業を産学官連携の地方創生の趣旨に沿って、その深化と加速化に取り組んでまいりました。今後はその成果を生かして、事業化を目指す体制や、仕組みづくりを官民連携から民主導型によるプロジェクトの具現化と新たな関連起業の創出等が、期待される所です。しかしながら、一方では、地方創生施

策における民間事業者への有利な国・道の公的支援制度の充実が待たれている実情にもあります。本町としても、第1期目の地方創生プロジェクトを介して生まれた当町と民間事業者との良好な関係を保持して、計画の熟度向上を目指して、これまで以上にさまざまな国・道の公的支援制度の導入活用に鋭意努力をしていかなければならないと考えています。

また当然のことながら、1つには事業化を目指す2つのプロジェクト事業におきましても、計画の熟度向上を目指す前提となる調査・研究・試験事業にもっと時間を要するもの。2つには、事業化に着手したが、その安定化や関連事業との横展開あるいは相乗効果の発揮には、それなりの時間を要するものもあります。そうした地方創生の取り組みの特性等も十分に踏まえて、我が町のこうした新たな芽を町全体で育てていくことの共通認識も私は大切なことであると考えます。そうした認識に立ってプロジェクト事業の展開の深化に努めてまいりたいと考えています。

2件目の介護保険事業に関する

1点目の平成27年度の制度改正後の要支援1と2の対象者の当町のサービスの状況についてですが、このサービスの事業は、介護保険者の後志広域連合構成町村が実施する地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業へ移行となり、通所型サービスと訪問型サービスとして、当町も平成29年4月からこの総合事業を開始しています。その際、制度改正前までの要支援1と2の認定者における通所型と訪問型のサービスにつきましては、介護職員が行う当時の現行サービス水準を維持して実施しているほか、町の高齢者自立支援事業条例に基づく積丹町独自の事業としての給食サービス事業及び訪問安否確認サービス事業についても要支援1と2の認定者等については、総合事業の生活支援サービス事業に移行して、同様の方針で実施して現在に至っており、制度改正前と比較してのサービス水準の低下はないと考えています。

2点目の介護予防の取り組みが必要な虚弱高齢者の人数についてですが、介護事業対象者数は、平成29年度末では要支援1が21人、要支援2が12人、事業対象者が4



積丹GINプロジェクト事業報告会 (H31. 3. 1)
(マリアージュ交流会)

人で合計37人、65歳以上の人口割合にしますと約3.8%という状況です。また、30年度末では要支援が26人、要支援2が19人、事業対象者が8人で合計53人、65歳以上の人口割合では5.5%です。なお、平成30年度の事業対象者の利用実績、通所型サービスの利用者は4名、配食サービスの利用者は1名、一般介護予防事業等は13名という状況です。

3点目の当町において要支援1・2の対象者がサービス低下の状況に陥っているとしたら、町としては社会福祉協議会等と協議して何らかの支援策を講じる必要があるのではないかとの指摘についてですが、総合事業は一部を除き町社会福祉協議会に委託して実施しており、要支援1と2の対象者が利用する通所型及び訪問型のサービスは、制度改正前の旧介護予防事業相当の基準を満たすサービス事業のほか、地域の多様な主体を活用し基準を緩和した、さまざまなサービスの種類を実施することが可能になっています。しながら、当町においては、現行相当のサービス(旧サービスの水準)で実施しているため、現状においては受けられるサービス内容については変更はなく、サービスの低下はないのではないかと考えています。国の新たな制度の趣旨からしますと、地域の実情に応じたサービスの提供によりましては社会福祉協議会のほか、新たな住民の共助による方々の実施体制の構築の確保やそのための利用者の増に伴う町の財政負担等への影響、またその財源をどこまで可能とするかという課題も生じてまいりますので、現状のサービス水準が下がることのないよう努力していかなくてはならない課題の一つであると考えています。この点につきましては、社会福祉協議会と

共通の認識に立っているところで

再質問 第1問目の「地方創生推進交付金事業について」ですけれども、現在実施中の「積丹GIN開発等事業」「体験型農場等整備事業」「健康食品開発等事業」は官民連携でこれまで以上に事業化、安定化に向けて努力するということですので、町がある程度把握している範囲で、例えば「この事業はこの辺まで進む」「今年はこの辺まで進むことになる」あるいは「この事業はここまで進むようになる」「こういふことをやる」という答弁が欲しかったわけですので、町が把握している範囲で、いま一度答弁を願います。

次に、今年度の目玉である地方への移住と農山漁村体験交流について、移住・起業・就業支援事業に関して「お金よりもっと知恵を使って政策を推進すべきだ」という批判の声もあります。中小企業への就職で、現在積丹町では小樽、余市まで通勤している方もいますので、住居の環境整備あるいは子育て環境の充実などが整えば、積丹町民として転居する可能性もあ

るのではないかと思いますが、その辺の考え方はどうでしょうか。

また、子供の農山漁村体験交流事業で、予算審査特別委員会でも質問しましたが、まだ積丹町では受け入れ体制が整っていないという答弁と研修センターの利用者が減少しているということでした。何とかこの農山漁村体験交流事業を利用し、研修センターを利活用できないものかと思いますが、この辺についてはどのような考えでしょうか。

2 問目の「要支援1・2対象者への支援策について」ですけれども、先ほどの町長の答弁では、平成29年度は37人、平成30年度は53名の対象者で確実に増えています。これは積丹町ばかりではなく、国も当然増えていまして、国では余りにも予想を上回る介護対象者の増加により、制度改正をされましたけれども、更なる制度改正の検討をしなければならぬのではないかと思います。

介護度が軽度なうちの介護予防対策や生活支援対策も重要なことですから、結果として軽度の対象者にしわ寄せが来ている状況だと思います。積丹町は今のところ

は、それほど影響はないということですが、全体で見るとしわ寄せが来ているのではないかと思います。恐らくこの制度改正になっていくと、要支援どころか要介護1・2の対象者にも及んでいくのではないかと思っております。以前にも何度も一般質問をしています。やはり積丹町で地域福祉の核となるのは、社会福祉協議会ではなからうかと思っております。しかしながら、社会福祉協議会も相変わらず職員の人材確保等で苦労されています。先の議会でも申し上げましたが、積丹町は社会福祉協議会の将来展望について憂慮すべきところも多々ありますので、更にしっかりとした連携をとりながら取り組んでいただきたいと思います。この辺はどのようにお考えでしょうか。

松井町長再答弁

1 件目の地

方創生推進交付金に関して、1つ目の進捗状況の説明につきまして、いずれの事業も開始後平成29年度・30年度、毎年度2月から3月に町民向けの報告会を実施し、各年度の進捗状況、また今後の課題等について報告しています。ま

た、町の広報紙で町民への広報に努めてきていましたが、議会議員への報告の機会は今後考えてまいりたいと思います。開催の時期等につきましては、事業者の都合や議会としての日程等もあろうかと思っておりますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

2 2 目目の小樽圏から積丹町の事業所に通っている方に対する支援策については、今のところ国が示しているのはあくまでも東京23区とされていますので、難しさがあ

るのではないかと考えます。

3 3 目目の子供の農山漁村体験交流事業の実施は、研修センターの高度利用にも役立つのではないかとご指摘ですが、私は役立つだろうと思いますが、先ほどお答えしましたように、東京首都圏の子供たちの送り側の体制づくりをどうするのか、また積丹町に来ていた

閣府の現行地方創生推進交付金制度からしますと4泊5日に拡充してということですので、先ほどお答えを申し上げたように、この事業は国の関係5府省にまたがっているということでありますから、それぞれの府省の採択基準等に合わせ受け入れ側、送り先側に対する支援としてはどのように活用ができるのか、また受け入れ側の地元として誰に、どのような支援ができるのかということについては検討をしなければならぬのではないかと考えます。

2 2 件目の介護保険制度の関係についてですが、この制度は国が管掌する公的保険制度でありますので、地方自治体が独自にその制度をどこまで充實的な運用ができるのかについては非常に制約される

ところですので。今回の町政報告でも申し上げた国の来年度予算編成に

向けた2020の骨太の方針に、



大きなテーマとして国としても検討を加えるということ掲げていますので、その行方を注目しなければならぬのではないかと思います。国民的に捉えれば、国民の負担増をどこまで許容するのか、またサービスを受ける受益者へのサービスの縮小がどこまで可能なのか、またやるべきでないのか、その点についてはまさに国の現状の財政等も絡んで、非常に難しい議論になるだろうと思います。骨太の方針2019の中では、2020年度にしっかりと検討を加えるということが明記されましたので、私どもとしても特にその点について関心を寄せていかなければならない課題と考えています。現行制度の中でも少なくとも国と都道府県と市町村と利用者の四者の負担構成で成り立っている公的保険事業制度でありますから、自治体としての費用負担財源をどのように補っていけるのかということについても、私どもはしっかりと関心を寄せていかなければならぬ極めて重要なことでもありますので、そのような議員のご指摘の趣旨だと受け止めさせていただきます。

次に、社会福祉協議会との連携の重要性についてのご指摘がありました。2つあると考えています。その1つは、北海道知事から指定を受けている介護保険事業所としての積丹町社会福祉協議会です。ありますので、その介護保険事業所として介護保険事業サービスを提供する機能を担うために、その機能の維持増強をどう図るのか、どこに課題があるのかということについて、社会福祉協議会としても非常に悩んでいるところだろうと思っております。そのときに町がこの介護保険事業に対して、仮に町独自の施策としてどのような応援ができるのかということについては、前段申し上げたように、国の公的保険制度でありますので、一自治体が国の制度の垣根を越えて町独自の支援をするということになりますと、保険制度そのものを揺るがすことになりまして、その点については難しさがあるのではないかと思います。社会福祉協議会から聞いておりますのは、いざれにしても人材確保の課題克服だと伺っています。そこで町が誘致しました、ゆうるりの開設を機に、町としても町内の介護事業所に従事する介護職員のため

に、一つには『積丹町介護職員人材確保成支援事業』という町独自の助成金制度を立ち上げています。内容は、介護職員の初任者の研修を積極的に受ける機会を増すための支援です。二つには、介護職員の就労継続支援事業で、3カ月以上当町に転入、あるいは継続して町内の介護事業所に勤務していただいた方に対して就業継続の支援のための一時金を支給する事業。3つには、介護職員の人材育成研修は、介護事業所としての責務もあるわけでありまして、それに対する支援、この3つの支援制度事業を実施しているところです。



デイサービス（社会福祉協議会）

こうした町の助成金制度の活用につきまして、今のところ町社会福祉協議会にも呼びかけてはいますが、29・30年の実績では、この3つの助成事業に対する支援助成計画の提出は今のところないということがあります。介護職員の人材確保と育成は重要な課題でありますから、引続き社会福祉協議会に町の支援制度活用を奨励してまいりたいと考えています。今一つは、地域社会福祉協議会としての役割であります。募金活動や生活困窮者に対する一時的な支援などさまざまな分野に及んでおり、そうした本来の基本的な社会機能を強化するためにはどうすればいいのかという点であります。これにつきまして、町社会福祉協議会も1つの社会福祉法人でありますから、町も財政事情に十分配慮しながらも要請事項につきまして、今後も取り組んでまいりたいと思います。その中で職員の人員費につきましては、高率の補助で助成しているところですが、今の町の財政状況からしますと10分の10に引上げて助成をすることはについては一般財源で処置しなくてはならない経費の性格上、現実

には毎年度の予算の編成の中でも苦慮している状況にあります。しかし、しっかり連携を深め、課題の認識をとともに持つ努力をしまいいりたいて考えています。

再々質問

先ほどの、地方の小企業に就職する場合は100万円補助については、今現在、積丹町民の中には、小樽市や余市町方面に通勤している方がおり、もしも東京23区から積丹町民になり、仕事が多また小樽方面に見つかった場合に、積丹町の住居、あるいは子育て環境の充実などが整えば積丹町民になっていただきたい、そこから小樽等へ通勤して、その可能性があるのでないかというように、その辺の考え方はどのように思いますかということ。

また先ほど申し上げた、国は第2期の総合戦略の策定に入り、今回は地方創生とはいつても、地方の中核中核都市に地方創生推進交付金を手厚く配分する傾向が色濃く出ています。例えば札幌市に地方創生が多く配分されると、積丹町にとっては逆に人口が吸い上げられて、更なる過疎化が進むとい

う逆効果にならないように、絶えず情報網を張り巡らせて可能であるならば、人口規模に応じた、きめの細やかな積丹町に合った施策は何かということを見極めて取り組んでほしいとそうに思います。この農山漁村体験交流は、いろいろと難しさもあり、受け入れ体制が整っていない状況があるということですので、積極的に取り組んでいければ、研修センターの利用にも結びつくのではないかと思います。



積丹健康フォーラム 2019 (H31. 3. 9)

ているのは、やはり介護職員の確保が一番難しいという町長答弁ですが、いろいろと制約があると思えますけれども、社会福祉協議会と連携を図り、町が協力できるところは積極的に力を貸していただければと思います。

また、積丹町は高齢化比率が非常に高い町であり、健康長寿の町積丹を目指して、でき得れば介護認定者にならないように介護予防対策をいろいろ取り組んでいますけれども、高齢者の健康寿命延伸に役立つ施策として、また積丹町に今あるものを、いかに有効活用していくかという観点からも、以前に幌武意地区で活動していましたが「幌武意太鼓」を全国各地でも取り入れている介護予防教室の「健康和太鼓教室」として、また積丹町を元気づけるとい意味合いからも高齢者と保育所園児、小学生などの世代間交流への再利用についてどうかと思いますが、その辺はどのような考えでしょうか。

松井町長再々答弁

1件目の地方創生推進交付金制度による起業あるいは移住への国の支援策の活

用に関してありますが、これは新しい制度でありますから、国の次期計画の策定方針における制度運用とその活用方法について積丹町にその効果が及ぶような運用の取り扱いはできるようなものか、どうか関心をもって研究させていただきたいと思います。

また、地方の中核都市に多く交付金が配分されているのではないかとのご指摘でしたが、詳しくは分析しておりませんが、この交付金は、どこの自治体にも一定額が配分されるというものではないと理解しています。国の方針に沿って、より具体的なプロジェクト事業計画を立ち上げ、採択された自治体に対して2分の1の交付金を交付するという制度であると承知しています。

次に、子供の農山漁村体験交流事業を活用して研修センターの再生や高度利用に生かすべきとの点についてですが、繰り返しですが、国は第2期の総合戦略の策定に入り、今回は地方創生とはいつても、地方の中核中核都市に地方創生推進交付金を手厚く配分する傾向が色濃く出ています。例えば札幌市に地方創生が多く配分されると、積丹町にとっては逆に人口が吸い上げられて、更なる過疎化が進むとい

立てをしつかりやらなければ、ただ単に広報をして都市圏の子供たちに来て頂けるといふものではないのではないかと思います。5省庁の補助対象経費がどんなものが認められて、それに伴う町の財源措置も変わってくることであります。また、計画策定と国への提出期限の時間的制約の難しさもあると考えますが、制度としては価値ある事業制度だと思います。ただ、町にとって即効性があるのかどうかは別にしても、この点についても、次期の国の「新たな交流人口のあり方」については、大きな目標の一つになると思いますので、関心を寄せてまいりたいと考えます。2件目の社会福祉協議会の介護職員の確保難への協力支援につきましては、町としても限られた財政事情の中ではありますが、引き続き一緒に考えてまいります。

また、健康長寿の町を目指す健康延伸増進対策として、幌武意太鼓を承継して地域資源として活用することについては、どんな具体的な取り組みができるか教育委員会、あるいは庁内各課と連携した検討をさせたいと思います。

◎学校給食について ◎教育総合策について

笹山 よしはる 議員



1点目の「学校給食について」です。小学校の新入生は、4月に入学してから3カ月目になり、給食にも馴れ、緊張を解きほぐし、友達をつくる結果にもなったと思われまふ。この時期に給食の意義を再考してみたいと思ひ質問します。給食は、教育はもちろん福祉と防災という点からも發揮し切れていない有用な機能が多いことが分かったからです。その機能とは何か、歴史研究から分かったことを教育・福祉・災害という3点に絞って質問したいと思ひます。

食を通じて地域固有の社会や文化、栄養の知識を学ぶという意識が各地で高まっていますが、給食の教育的効果はそれほどではありません。戦前や敗戦後に学校の教職員や文部官僚が考えていた学校給食は、もっと大胆であったと思われまふが、どのように考えているのか伺ひます。

2つ目に福祉です。1889年（明治22年）に貧しい子弟でも小学校に通えるように給食付きの小学校を仏教者が作ったのが始まりで、経済的理由により学業の阻害を避けることが給食の原点にはならないと思ひます。子供の貧困は、今なお政府が取り組むべき喫緊の課題ではあります。もう一度原点に戻って給食の意義を考えまふことは、有益であると思われまふが、どのように考えているのか伺ひます。

3つ目に防災です。災害列島に住む私たちにとって、持続的に機能する防災システムの構築も待たなしの課題です。地震や水害で避難生活を強いられた場合、学校の体育館は避難所になります。よく指摘されているとおり体育館の空調・仕切り・トイレなどの充実と連動して学校の調理施設の役割も見直すべきではないでしょうか。歴史をひもとくと関東大震災にせよ、水害にせよ、地震にせよ給食の調理場が被災していなければ炊き出しの拠点として、それが期待されていたことがわかりました。しかし、現在のように給食施設の大規模化と統合が進み、各小中学校に必ずしも給食施設がない状態では、災害に対する対応はどうしても弱くなるでしょう。また、



学校給食がこうした多彩な意義を持つゆえに、本当に大事な懸案であり偏食矯正だけが意義ではなく、現在の詰め込み教育を見直す上でも重要な理念だと思われるのですが、どのように考えているのか伺います。

2つ目の「教育統合策について」です。文部科学省は時代の変化に合わせた小中高教育の在り方について、中央教育審議会に諮問したとあります。小学校高学年を中心



積丹町学校給食センター

に教科担当制の導入拡大や教員免許制度の改正などが柱になると思われます。初等中等教育に関する包括的な諮問は、2003年以来16年ぶりと聞いています。2020年度末にも答申される見通しで、教育制度が大きく変わる可能性があるかとされていますが、教育現場はどのように変わるのか伺います。

十河教育長答弁

まず、初めに学校給食は学校教育法に規定する小中学校など、義務教育諸学校の児童生徒に対して実施される給食であることが学校給食法に定められています。また、同法では学校給食の実施に当たっての目標が規定され、1点目は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。2点目は、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。3点目は、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。4点目は、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する

態度を養うこと。5点目は、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。6点目は、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化についての理解を深めること。7点目は、食料の生産・流通及び消費について正しい理解に導くこと、7つの目標が達成するよう努めなければならぬと規定されています。

まず、1つ目の教育の観点については、戦前や敗戦後の学校給食は昭和4年の世界恐慌や昭和14年の日中戦争、その後の太平洋戦争によって極度の食料不足から栄養不良児や虚弱児が増加し、虚弱児対策や栄養改善のための給食であったと承知しています。学校給食は明治22年に山形県の小学校で始まった貧困家庭の児童に食事を提供したことが始まりと言われており、学校給食の役割は、明治の貧困児童に対する慈善活動によるものから、昭和の虚弱児対策や栄養改善のため、そして現代の役割へと、その時代、時代の背景に大きく影響されているものと考えています。

2つ目の福祉の観点については、学校給食は時代の背景とともに変化しており、現在は初めに申し上げましたように、学校給食法の目標に沿って実施しているところであります。ご指摘の「経済的理由による学業の障害を避けることが給食の原点にほかならない」は、そのとおりと考えます。国や町では法律のもと、経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学校給食費を支援しています。国では生活保護法に基づく要保護者に対して教育扶助として、町は学校教育法に基づく準要保護者に対し、就学援助として支援しているところです。また、子供の貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号施行）や子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）におきましても、子供の食事や栄養状態の確保が明記されており、生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助など低所得世帯への継続支援、学校給食法の目的に基づく学校給食の普及と充実、食育の推進を図るとともに、適切な栄養摂取により子供の健康の保持増進に努めることとされています。現在のの

本町の学校給食は、全ての児童生徒に実施され、また年齢に応じた栄養内容や栄養量なども学校給食実施基準に沿って実施しています。

3点目の防災の観点について、国では災害時等の非常炊き出し施設として活用することなどを踏まえ、備蓄用食品貯蔵庫施設整備、防災用受水槽整備やガス供給方式併用化施設整備などの防災機能を整備するための助成制度があります。十勝管内池田町学校給食センターでは、災害時に避難者に対しての食事を提供する支援施設としても整備され、米の備蓄、ガスや電気など複数エネルギーに対応した釜の整備、自家発電機の整備などを行っている」と承知しています。

目的に至っており、その目的に従い学校給食を実施しているところ

です。次に、教育総合策についてですが、国の中央教育審議会（中教審）への諮問は小中学校の義務教育に加え、高校までを含む初等中等教育のあり方について、包括的な審議を求めたものであります。審議事項は、①新時代に対応した義務教育のあり方、②新時代に対応した高校教育のあり方、③増加する外国人児童生徒等への教育のあり方、④これからの時代に応じた教師のあり方や教育環境の整備等の大きく4つの事項で、背景としては、一つには新しい学習指導要領への対応であります。新しい学習指導要領では、これまで教員が教壇から一方的な授業とは異なり、子供たち同士が自ら主体的に話し合いながら探求する「アクティブラーニング」という何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかということも重視した新しい形の授業が本格的に導入され、AIやIoTなどの技術を活用して一人ひとりが快適に暮らせる「超スマート社会（ソサエティ5.0）」の時代を生きる子供たちの能力を育



栄養教諭による給食指導（日司小学校）

む必要があります。

もう一つの背景としては、学校の働き方改革への対応であります。今年1月に中教審は教員の残業時間の多さから、その上限を設けるなどの答申を行ったところですが、新学習指導要領への対応は、これまで以上に授業等の準備に時間を要し、教員の業務負担が増大することが懸念されています。これまで知・徳・体を一体で育んできた日本型学校教育は、子どもたちの学力水準を高め、社会性を育んできましたが、それを支えてきたのは、志を持って教育を担ってきた

教員であって、今後この教員の負担が増大することが予測される中、こうした教育の担い手の体制を持続させていく必要があります。ご質問の「教育現場はどのように変わるのか」ということにつきましては、諮問の理由から推測しますと、小学校段階における教科担任制の導入をはじめ、標準的な授業時間や年間授業時数の変更、教員の免許制度の改定などが予想されるものの、現時点では中教審の諮問からは、どのように教育制度が変わるのかは、全く不透明な段階です。

再質問

1つ目の「学校給食について」に関しては、先ほど学校給食法の7項目の目標がありました。その目標はどのような形式で、どの程度まで実施されているのか伺います。

次に「教育総合策について」に関して、現在の小学校では1人の教員が1つの学級を担任し、ほぼ全ての教科を教える学級担任制が一般的で、授業の特徴を把握して、きめ細かい指導ができるメリットはありますが、得意ではない教科の授業準備などで教員の負

担当が指摘されています。柱の1つに高学年に教科担任制導入の拡大としていますが、小学校の新学期指導要領の全面实施を来春に控え、教育現場は仕事の増大が予測される一方、過重労働の解消も図るという難題にも直面しています。見直しは、その解決に役立つものでなければならず、児童への目配りが行き届くか、また大量の専門教諭を確保できるかなど懸念も大きいです。効果と課題を慎重に吟味し、現場や保護者の不安を払拭する必要があると思われます。

教科担任制は、音楽や理科など一部の教科で導入が進んできたわけですが、専門性を生かせる上、学級担任が空き時間を授業準備などに当て、残業を減らせる利点もあります。来年からは高学年で英語が教科化され、プログラミング学習が必修になり専門性を持つ教員の配置が求められています。このような課題をどう考えているのか伺います。

十河教育長再答弁

学校給食法に定められている目標が、どのような形でどの程度まで進んでいるかについては、現在、本町では栄

養教諭が1名配置されており、この栄養教諭は栄養管理を行うだけではなく、食に関する指導についても担っており、町内の各小学校、中学校に毎月1回程度、学校を訪問し、給食の時間等を活用しながら食に関する指導を行っている状況です。内容については、給食の食材、特に地元産の食材等についての説明、あわせて食材の流通や生産、消費等についての理解を深めるような指導や給食を楽しむというところで社交性や協同の精神を培うということも指導している



英語専科教員と外国語指導助手による授業の様子(野塚小学校)

ところ。学校訪問指導のほか、年に4回、定期的に給食日より等を配布し、献立あるいは食材についても情報提供をしています。また、年に各小学校1回程度で保護者や地域の方々に対しても学校給食を食べていただき、本町の学校給食に対する理解を深めていただくような機会を設けているところです。

次に中教審にかかる教科担任制については、先ほど最初の答弁でも申し上げましたように、諮問理由にも記載されていますので、今後、拡大していくだろうと考えています。これまで本町においても、美国小学校に理科専科の教員を3年間ほど加配措置されていたことがあります。また、現在は、美国小学校に英語専科教員が配置されており、町内の各小学校3・4年生の外国語活動、5・6年生の英語科の授業に専科教員として、外国語指導助手(ALT)と一緒に学校訪問し、指導に当たり、各校からも児童からも好評を得ていると思っています。

また、専科教員全般については、これまで理科あるいは音楽などで専科教員が配置される例が多いと

いうことが、わかっているところ。今後については、小学校における学級担任制の全てが、教科担任制へ移行するという事にはならないと思いますが、教科担任制が拡大されることは十分予想されることと思っています。なお、教科担任制の導入に当たりましては、それぞれの教科専門の教員が必要になることから、人材確保と予算確保が一番の課題になるのだらうと考えています。これにつきましては、私ども町教育委員会の所管というよりは、国の所管に属することですので、今後の成り行きを見守っていきたくと考えています。

再々質問

「教育総合策について」ですけれども、大学では、教員養成を本格に始めたばかりで、現場の教科担任制による教育を担保しつつ、学級担任制の負担を軽減する狙いは理解できますが、高学年は思春期の入り口であり、丁寧な見守りが必要と思われます。また、教科担任制を拡大するならば、学級担任との連携は欠かせません。主要教科で交換授業を中心とした独自の教科担任制に取り組

んでいる自治体もあると聞いています。こうした事例を検証するとともに教員配置を見直して負担軽減を急がなければならないと思われませんが、問題は人手の確保であります。特に小学校の教員志望者は減少し、既に不足が生じているとも聞いています。諮問には中学校教員が小学校でも教えられる教員免許制度の見直しも含まれていると聞いています。退職教員の活用も含め、人材確保の道筋を示すべきで、地方の小規模校を念頭に自治体間や小中学校の連携を進める検討課題になっており、広い道内では限界があるだろうと言われていると思います。加えて自治体の財政状況により格差が生じるとすれば、また問題でしょう。主役である子供が、見直しの成果を等しく享受できるような多角的な議論が求められると思います。現場や保護者には討論の場は設けられているのか伺います。

十河教育長再々答弁

教員の配

置については、国が教員定数の法律を定め、それに基づいて教員が配置されています。次に、教員養成につきましては、教員養成大学、

あるいは教員養成課程のある一般の大学でも教員免許の取得がされているところですが、本道においては、道教委と北海道教育大学の間で教員養成に関わっての意見交換の場が設けられており、この中で北海道における教員養成の諸課題について意見交換がされていると承知しています。

教員養成や教員配置の問題等も含め、教育制度全体につきまして、今回のご質問の趣旨であります中教審において議論され、そこで出た答申を踏まえ、文部科学省が必要な法令の整備等を行ったり、必要な予算措置等を行うという流れになっていきます。また、学校の現場等におきましては、学校運営に関して、学校評議員からの意見聴取やPTAとの意見交換がされていると承知しているところです。



◎業務継続計画における災害時の優先業務（BCP）について

海田 一時 議員



当町におきましても役場庁舎の耐震化の遅れから、大規模災害時により厳しい現実に直面することが考えられますが、町長は今後どのような考えか伺います。

業務継続計画における災害時の

優先業務（BCP）について伺います。大規模災害が発生した際には、市町村は災害対策の主体として重要な役割を担うこととなります。過去の災害を振り返りますと、首長の不在、庁舎や電気、通信機器の使用不能等により、災害対策に支障を来した事例もあると聞いています。災害時に「人・物・情報等」の資源が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう業務計画を策定し、その対策を事前に準備していくことが必要であると考えます。近年、災害が頻発していることを踏まえ、

松井町長答弁

初めに業務継続

計画の重要性についてですが、国の定める市町村のための業務継続計画ガイドの中では、特に重要な6要素を定めておくことが必要であるとされています。1つ目は、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制。2つ目は、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。3つ目は、電気、水、食料等の確保。4つ目は、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。5つ目には、重要な行政データのバックアップ。6つ目には、非常時優先業務の整理この6点です。

町では、現在これらの6つの要素を念頭に災害時に対応できるように災害時の職員初動マニュアルを通じて、平時からの取り組みに努めている最中です。したがって、市町村の非常時のそうした重要な業務の実施を確実に確保するためには、災害対策本部の機能を果たす役割となるその拠点の安全な役場、行政庁舎の保持は極めて重要なことであり、ご指摘のとおりです。

次に遅れている役場庁舎の耐震化対策についてであります。昭和47年に完成した現役場庁舎は、当時2階部分が行政庁舎、1階と3階が住民多目的集會施設の複合機能を有する積丹町コミュニティセンターとして新築されました。当然のことながら当時にあっても国の補助対象は、1階と3階の住民多目的集會施設です。その後、平成8年完成の総合文化センター新築に合わせた旧町コミュニティセンターとの機能分担のための改修を経まして、現在の1階、2階、3階の全てが役場庁舎専用機能を有する建物となりました。現庁舎は、建築から46年が経過して、建物の躯体のほか、給排水・暖房設

備等の老朽化や高度情報化設備への対応の限界といった多くの課題を抱えています。また、現庁舎は、昭和56年改正の建築基準法の新耐震基準以前の建物であることから、平成21年に新基準で実施した耐震構造調査結果では、耐震基準を満たしていないことが判明しています。したがって、災害発生時には地方公共団体としての業務継続計画の遂行が危ぶまれる可能性もご指摘のとおりです。更に、現在は北海道が平成29年に公表した日本海沿岸津波浸水予想区域に、現役場庁舎所在地は含まれてはいないものの、美国町内の住宅地の多くが、浸水区域になっており、町の行政運営並びに防災と災害復興の拠点としての役割を担う役場庁舎の課題解決の早期対応が求められており、耐震改修などを含む具体的な対策が急務となっているところではあります。こうした状況を踏まえて、現庁舎の耐震性不足による防災拠点機能の低下、また行政情報の発信、収集機能の消失などへの対策につきましては、基本的な課題の整理のための庁内検討を進めています。その中で最も重要で難しい課題は、庁舎の耐

震化、あるいは建替え等に必要なる財源の確保であります。役場庁舎の耐震化等の対策につきましては、一般的に建替え、改修、移転などの手法が考えられるところですが、その検討は、特に重要な公施設としての建物の性格上、耐久性や機能性、経済性、建物敷地確保、役場庁舎の平常業務の確保性などの観点から、段階的な調査検討が必要であると考えます。

一方で、近年の全国各地の大規模災害を教訓とした国の財政支援制度は、平成32年度までの時限的
地方債単独制度として、一つには役場庁舎建替えの場合には、市町村役場機能緊急保全事業の活用が可能であります。この財政支援措置は起債充当率90%。仮に事業費10億円としますと9億円については起債充当を残り10%については自主財源の充当が条件です。交付税措置率は、起債対象経費の75%を上限として元利償還金の30%、実質22.5%と試算しています。また旧庁舎の除却費は、充当率90%、交付税措置はないという制度です。また、現庁舎を耐震改修する場合には、過年度来当町の他の防災対策事業で活用してい

る緊急防災・減災事業債の活用により、充当率100%、交付税措置率は過疎債と同様の70%というものです。

一方で、これら国の財政支援制度は、いずれも平成29年度から平成32年度までの期間限定の地方債単独事業制度として創設されているものです。いずれも国の補助金制度ではないため、当町の現状の財政状況からは、新たな一度の多額の起債借入れが、将来的に公債費償還の平準化が困難となり、町の総合計画に沿った多くの急が



積丹町役場庁舎

れる施策事業がある中で、行財政運営全般にわたり現行の行政施策水準の維持とその継続性に及ぼす影響は、極めて大きくならないことを認識しなければならぬと考えるところです。特に、所要事業費と地方債活用額の許容限度の検討につきましては非常に重要であると考えます。一方では、国の財政支援制度としての地方債制度の活用期限が迫っていますので、それらへの対応の在り方や基本的な課題の検討整理に必要な技術的調査検討費用も必要になってくるわけであります。また、そうした調査検討費用を含む建物を大規模改修するにしても、建替えるにしても一般的には基本構想、基本計画、実施計画と計画策定の熟度を上げていく検討のための時間と経費が必要であります。当然基本構想策定以前の庁内検討の技術的調査検討費用等も含めた新たな財政負担の検討への対応につきましても、引き続き庁内検討を進めてまいります。また、現在の庁内検討で提起されている課題等の整理の概況につきましても、もう少し詳細にその概要をできるだけ早い機会に議会

へご説明を申し上げ、今後の検討の糧にさせていただければと考えるところです。現庁舎が建設後46年経過ということ、特に最重要課題として私は議会の中でも十分なご議論、また町民の皆さんへの十分な説明が極めて重要であり、難しい条件下で、どのようにするべきか非常に苦慮しているところです。できるだけ早い機会に検討の状況につきまして議会で説明をさせていただき、議会としましても検討を重ねる一つの材料にしたい。ただきたいと考えていますので、ご配慮をお願い申し上げます。

再質問

町長の答弁の中で、「本庁舎を耐震化にするのか建替えにするのかを迷っており、議会に相談しながら概要等を調査し、方針を決める」ということですが、18日に新潟県で震度6強の地震がありましたけれども、この本庁舎は同じような震度6強の地震で倒壊するという可能性があるという理解でよろしいですか。もしそうであれば代替庁舎を早急に指定し、ここだということを示していかないと、災害はいつ来るか分からないことを考えれば、やはり代替庁



町備蓄品の一部

ピラフ3種(カレー・コーン・エビ)・山菜おこわ・パン・ビスケット・うどん・ラーメン・水・野菜ジュースなど

舎については急務でないかと私は思っています。業務継続計画の6要素については、お金をかけなくてもできることはたくさんあると思います。例えば代替庁舎の特定、町長がいらない場合の責任者の指定など、何もお金をかけなくても、ある程度の整備はできるのでないかと思えます。また、各町内会で自主防災組織を作りましたが、連絡先をどこにするのかなど、まだ全てについてマニュアルに示されていない、セツかく作ったのだから、ただ作ったということが終わるのではなく、その辺をきちんと町側か

ら示し、例えば本庁舎がダメならこちらにするとか、町長がいなときは副町長、副町長がいなときは総務課長、次は建設課長など、順番をある程度示し、その電話番号を町内会の自主防災組織に知らせることをしないと、いくら作っても意味がないと私は思っているのです。その辺も含めた中で、今後検討していただきたいとそのように思っています。

次に、本庁舎については、「お金がない」ということですが一言でいうと、それでは話が進まず、これだけの職員が60人以上いるところで、今来るかどうか分からない地震の中で、6強で倒壊するのであれば、お金ないと言って、何も手を付けないでいるのがいいのか、その辺も含めた中で、議会にも相談していただいて、より良い方向に持っていければとそのような方向に思っています。一人で悩まず、議会に相談しながらみんな考えて、進めたほうが良いのではないのでしょうか。

もう一つ、一番に私が心配しているもので、積丹町に食料が何人分備蓄しているのか、その辺を伺います。

必ず崩壊するのかもしれないことですが、これは難しいことだと思えます。現庁舎は鉄筋コンクリート2階建ての上に鉄骨造の3階があるという特殊な構造もあり、一方では耐震補強といいますが、現実には水道、排水、暖房設備についても老朽化の域を超えていて、どうにか耐えているような状態にあると理解していただいてもよろしいような状況です。

次に当面の業務継続計画についてですが、震災だけでなくあらゆる災害を想定した場合に、6つの要素を踏まえたものを備えておくことは、引き続きその充実に努めてまいりたいと思えます。そして、どういう形で町民にお知らせすれば安心していただけるのかということも、もつともなことでありますから、その検討を詰めてまいりたいと思えます。また、自主防災組織の件につきましても、今ようやく町内でもそうした動きが出てきておりますので、それらにつきましての指導助言をしっかりとやっていきたいと思えます。

また、庁舎の耐震補強対策については、議会への相談に当たりま

しても非常に不透明な部分がたくさんあり、今後どれぐらいの庁舎面積が必要になるのかや、事業費も単純に面積掛ける現在の建築単価でいいのかどうかということなどもあり、仮定の試算資料も含めて庁内でどんな資料を用いて、どんなことを検討しているのか、議会にもご理解を得ていく努力を急いでまいりたいと思えます。

最大の課題は、何といたっても財政負担の問題であります。現在の国の制度を活用し、例えば10億円の事業費の場合に1億円の自主財源は基金を取り崩し、単年度で



役場防災倉庫（平成24年度建設）

9億円を起債借入で考えたときに、一事業で9億円の起債ということは積丹町では前例のないような規模の地方債の額になります。そうしたときに、公債費比率等々

将来の財政負担がどのような影響を及ぼすのかということなども私は非常に難しい試算となり、今後の施策を我慢して、どの施策を新たに行うのかという施策の選択などは、まさに多くの行政施策が継続してきますから、非常に難しい政策判断が求められると考えます。今積丹町が13年前の財政危機を教訓にしなければならぬ「健全財政を維持」すること、そして今の時代に見合った「公共サービス、行政サービスの水準を維持し、向上」していくことと、

人口減少下での「地域の振興活性化」を図っていくこと、この3つの課題を両立しなければならぬという町民の皆さんとの共通課題もありますので、この点をどう秤はかりにかけるのかということが、今の積丹町にとっては、私は重要なことではないかと考えます。昭和31年に積丹町が誕生し、その15年後に現在の役場庁舎である当時の積丹町コミュニティセンターが建設

された歴史的経緯にあります。もしご質問のこの対策に本格的に着手するとの判断に立つとすれば、私は積丹町にとって世紀の一大事業であろうと思えますし、この自治体においても、そうした大きな世紀の課題として取り組むためにご苦労されていると承知をしています。いずれにしましても前段申し上げたように、今役場庁内で検討している状況について、説明の機会をできるだけ早い機会にいただきたいと思えます。

次に、現在役場庁舎あるいは文化センターを含めて災害時の備蓄品の体制はどうなっているのかについては、所管の総務課長から答弁させます。

澤田総務課長

現在の備蓄状況については、ただいま資料がありませんので、後ほどの機会にお答えしたいと思いますけれども、町としては、一般的に言われている3日分の全町民分を用意するのは困難でありますので、家庭内備蓄、家庭内のストッカーに入っているものや、米なども利用していただきながら被災時には対応をしてまいりたいと考えています。

再々質問

先ほどの繰り返しになります。先ほどの繰り返しになりますが、BCPの6項目の要素について、内閣府が調査したところによると、平成25年8月現在では全国の13%の自治体が策定し、特に人口の少ない市町村ほど策定していないということですが、積丹町は自主防災組織を作っていますので、これをさらに整備して、お金がかかることではないので、町内会に示していただければとそう思います。

松井町長再々答弁

業務継続計画

面の重要6要素につきましては、先ほどお答え申し上げたように、当町の災害時の職員初動マニュアルの中でそれぞれ触れているということですので、いかにそれを実践に近づけていくかということが大切だと思えます。また、町内で今動きのあります自主防災組織につきましましては、自助の精神、自助の力をどうやって育てていくか、強化していくかということでもあり、もっと町内で広げるような取り組みをしてまいりたいと思えます。

******* 委員会活動 *******

**総務文教・産業建設
常任委員会
～所管事務調査～**

5月23日、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会を開催し、平成30年度事業の進捗状況について、次の14件の調査事項を所管する町担当課長の説明により現地調査を行いました。

【総務文教常任委員会調査事項】

- ①憩の広場整備工事
- ②美国小学校放射線防護対策工事
(建築主体・電気設備・機械設備工事) (繰越明許費)
- ③美国小学校放射線防護対策物資備蓄品(物品、資機材)購入事業
(繰越明許費)
- ④福祉バス購入事業
- ⑤介護用特殊浴槽購入事業
- ⑥みなと保育所改修工事

【産業建設常任委員会調査事項】

- ⑦分収造林事業婦美二団地新植委託業務 (繰越明許費)
- ⑧積丹町多茂木団地建設工事(建築主体・電気設備・機械設備工事)
- ⑨日本橋長寿命化修繕工事
- ⑩補助小規模治山工事
- ⑪美国川河川改修事業(北海道)
- ⑫美国漁港荷捌所前岸壁改良工事(国)
- ⑬産業交流雇用対策推進施設維持管理業務
- ⑭水産種苗生産センター維持管理業務

【調査の意見】

以上の事業の進捗状況については、順調に実施されていると思われる。今後は施設等の適正な運用及び維持管理に努められたい。



▲介護用特殊浴槽購入事業(イデイング・ソリューションやすらぎ)



▲日本橋長寿命化修繕工事(日司町)

******* 議員活動 *******

(目的: 議会の活性化と議員の資質向上に資するため)

**◆積丹町議会議員視察研修
(6月24日)**

(株)カネカ
北海道恵庭工場
(恵庭市)



多用される発砲スチロールの優れた特性や地球環境を守る取り組みなどについて説明を受け、その後に農水産物用容器や道路資材の成型の製造工程を見学しました。

◆北海道町村議会議員研修会

(6月25日・札幌コンベンションセンター)

全道144町村の議員が一堂に会して、令和元年度北海道町村議会議員研修会が開催されました。第1部は政治評論家有馬晴海氏「どうなる? 今後の日本政治」、第2部は中央大学名誉教授佐々木信夫氏「地方は変わるか～議会はどうか変わるか、自治体をどう変えるか～」と題して講演され、少子高齢化・財源不足などの諸問題や地方分権時代における地方議会的重要性を再認識しました。



▲有馬晴海氏



▲佐々木信夫氏

議会の主な動き

日	内容
五月 28日	第3回積丹町議会臨時会
六月 5日	第23回北後志パークゴルフ大会 古平町 (山本議長・海田副議長・笹山議員・佐藤晃議員・葛西議員・岩本議員・松尾議員)
9日	YOSAKOIソーラン祭り積丹町&香美市合同チーム 解散式 札幌市(山本議長・海田副議長)
10日	赤井川村開村120年記念式典 赤井川村(山本議長)
11日	後志町村議会議長会臨時総会 札幌市(山本議長)
12日	北海道町村議会議長会第70回定期総会 札幌市(山本議長)
14日	北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会及び北海道横断自動車 黒松内・小樽間建設促進期成会並びに後志総合開発期成会要望 運動 小樽市・倶知安町(山本議長)
17日	令和元度北後志防犯協会総会 余市町(山本議長)
20日	第2回積丹町議定会定例会(第1日目)
21日	第2回積丹町議定会定例会(第2日目)
24日	議会全員協議会
26日	積丹町議会議員視察研修及び北海町村議会議員研修会
27日	恵庭市・札幌市(山本議長・海田副議長・笹山議員 ・佐藤晃議員・葛西議員・岩本議員・松尾議員) 25日まで
七月 9日	後志総合開発期成会道要望 札幌市(山本議長) 28日まで
10日	後志総合開発期成会中央要望 東京都(山本議長)
11日	北しりべし廃棄物処理広域連合議会 第1回臨時会 小樽市(山本議長・海田副議長)
11日	第25回後志町村議会議員パークゴルフ大会 京極町 (山本議長・海田副議長・笹山議員・佐藤晃議員・葛西議員・ 岩本議員)
11日	北後志消防組合第2回定例会 余市町(山本議長)
26日	北後志衛生施設組合第2回定例会 余市町(山本議長)
26日	第4回積丹町議定会臨時会 議会全員協議会

八月

7日	北海道森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会
9日	定期総会 札幌市(佐藤晃議員)
23日	令和元年度国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総 会及び要望会 余市町・小樽市・札幌市(山本議長)
27日	広報編集特別委員会 後志広域連合 第2回臨時会 倶知安町(山本議長)

議 会 一 口 一 毛

意見書の提出

町村の公益に関する事件について、国会又は関係行政庁に対して意見書を提出する権限は「議会の権限」であるから、意見書の提出を發議するのは、議員又は委員会である。したがって、議員提出の場合は所定の賛成者とともに連署して、委員会提出の場合は委員長名をもって議長に提出しなければならない。

議長は意見書案が提出されたら、議事日程に掲げて議題に供し、提出者である議員又は委員長が提案理由や内容を説明し、質疑、討論を行い、採決に入る。可決されたら議長から国会又は関係行政庁に送付又は直接持参して提出される。意見書の提出を受けた国会又は関係行政庁は、これに対して回答したり、そのとおり措置しなればならない法律上の義務は無いが、これを受理して、誠意をもって処理する責任を有する。

昨今の情報化社会の進展に伴い、住民意識の高揚や住民運動が活発化する傾向から、町村議会においても住民世論や行政需要を先取りする政策活動が必要である。その対応の一つである「意見書提出権の積極的活用」については、住民世論の動向に常に関心を持ち、それを先取りする形で法律に根拠のあるものは「意見書」、事実上のもものは「決議」として、議会の政策上の意思を決定し、国会又はその権限を有する行政機関に送付又は提出して、その実現を目指すことは極めて大事なことである。そのための唯一の法的手段が意見書の提出である。

(R元年5月～R元年8月)

○出席・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名	項目	年月日
山本俊三	佐藤盛男	葛西敏夫	田村雄一	笹山義治	岩本幹兒	佐藤晃	松尾大樹	海田一時			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3回臨時会		R元.5.28
○	○	○	△	○	△	○	○	△	議会運営委員会		R元.6.17
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2回定例会(一日目)		R元.6.20
○	×	○	○	○	○	○	○	○	第2回定例会(二日目)		R元.6.21
○	×	○	○	○	○	○	○	○	議会全員協議会		R元.6.21
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回臨時会		R元.7.26
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会全員協議会		R元.7.26
○	△	○	△	△	○	○	○	○	広報編集特別委員会		R元.8.23

編集後記

今年も盛夏は過ぎました。暑い暑いと言いつつ、そろそろ暑さも和らぎ、朝夕はめっきり涼しくなり、そろそろさわやかな秋の訪れの気配が感じられます。

お盆には帰省されたご家族に、家庭菜園等で収穫されたご自慢の夏野菜を振る舞われ、喜ばれた方も多いことと思います。思い返しますと、昨年の積雪量は平年より少なく、この春は雪解けがやや早かったことから、どこかの畑でも順調な植付作業が進みましたが、植付後の雨の少なさが野菜の生育不良に多少なりとも影響を与え、野菜の手入れには皆さんもご苦労されたのではないのでしょうか。

早いもので、当町の名産ウニの漁も終了し、海も山も秋の収穫へと移り変わる季節になりました。この夏、停滞した前線の影響で九州地方を中心に豪雨災害が発生しましたが、今後は本町も本格的な台風シーズンを迎えます。近年当町では幸いにも甚大な自然災害は発生していませんが、この秋も災害のない穏やかな天候を期待し、豊漁豊作で喜ぶ生産者の皆さんの笑顔是非見たいものです。

(一)

夏の小泊海岸

委員長 葛西敏夫
副委員長 松尾大樹
委員 海田一時
佐藤晃
岩本幹兒